

2026年6月五庁審判部ユーザーシンポジウム調査報告

エグゼクティブサマリー

本シンポジウムは、2026年6月16日9時30分～12時20分に泉ガーデンギャラリーで開催され、日本国特許庁が主催、中国国家知識産権局、欧州特許庁、韓国知識財産処、米国特許商標庁、世界知的所有権機関が共催しました。公式公開資料として、講演資料6件とチラシは確認できましたが、議事録の公開は確認できず、会場録画の有無も未指定です。 [filecite turn0file6](#) [filecite turn0file8](#)

公開資料からみると、議論の中心は、**審判の迅速化・滞貨削減、AI・デジタル化による業務効率化、口頭審理や電子提出を通じたユーザー利便性向上、品質・公正性・説明可能性の担保**の四点でした。JPO、CNIPA、EPO、KIPO、USPTO、WIPOはいずれも、制度差を残しつつも同じ方向の課題設定をしていました。 [filecite turn0file0](#) [filecite turn0file1](#) [filecite turn0file2](#) [filecite turn0file3](#) [filecite turn0file4](#) [filecite turn0file5](#)

日本への実務的な影響は短期から顕在化します。特に、**JPOのAIビジョン、生成AI活用、AI-OCR、オンライン口頭審理の拡大**は、代理人・企業法務・政策担当者にとって、証拠準備、審理対応、内部統制の設計を早急に見直す契機になります。 [filecite turn0file0](#) ①

また、翌日の**五庁審判部ハイレベル会合**では、JPOが**五庁の枠組みによる実務関連の審判専門家会合**を提案し、具体化に向けて継続協議することで合意したと公表されました。このため、本シンポジウムは単なる広報イベントではなく、**IP5審判実務の「緩やかな収斂」を外部に示す前面イベント**と位置づけるのが妥当です。これは推論ですが、公開された日程配置と発表内容からみて相当に強い示唆があります。 [filecite turn0file7](#) [filecite turn0file8](#)

調査範囲と評価観点

本報告は、ユーザーの指定どおり、**公式情報を最優先**して構成しました。主たる一次資料は、JPOの公式案内ページ・公式広報チラシ・公式公開スライド、ならびに翌日のJPO公式「五庁審判部ハイレベル会合」掲載ページです。これを補うため、JPOの関連ガイド、WIPOの司法関連リソース、WIPO Lex、特許事件のケースマネジメントガイドなど、**発表スライド中で参照された公式オンライン資料**も確認しました。 [filecite turn0file6](#) [filecite turn0file7](#) [filecite turn0file8](#) ②

本件を評価する際の主要な観点は、次のとおりです。これらは、公開資料に共通して現れる論点軸であり、後段の分析・影響評価・提言の基礎にしています。 [filecite turn0file0](#) [filecite turn0file1](#) [filecite turn0file2](#) [filecite turn0file3](#) [filecite turn0file4](#) [filecite turn0file5](#)

観点	具体的な見るべき点	本件での含意
制度運用	係属件数、処理期間、滞貨、審理モデル	迅速化が各庁共通の基調か
デジタル化	電子提出、オンライン審理、証拠プラットフォーム、OCR	手続のアクセス性とコスト構造の変化

観点	具体的な見るべき点	本件での含意
AI活用	文書理解、ドラフト支援、検索、自動補正、意思決定支援	効率化と説明責任の均衡
品質・公正	口頭審理の充実、外部専門家、アミカス、品質対話	処理速度が適正手続を損なわないか
比較法	各庁の制度差と収斂可能領域	ソフトロー的な実務収斂の可能性
利用者影響	企業、代理人、政策担当者、裁判所連携	実務対応の優先順位
時間軸	1年以内、1～3年、3年以上	すぐ効く施策と長期構造変化の切り分け
不確実性	公式議事録欠如、録画未確認、法的根拠未特定項目	推論と確認事実の峻別

上表のうち、**未指定として扱うべき事項**は次のとおりです。**参加者の完全名簿の公開可否、配布資料の公開範囲の限界、会場での録画の有無**について、公式ページ上で明確な説明は確認できませんでした。公式ページで確認できるのは、登壇者名、公開講演資料、チラシ、問い合わせ先までです。[filecite turn0file8](#)

イベント基本情報

基本情報

項目	確認内容	公開状況・留意点	出典
名称	五庁審判部ユーザーシンポジウム	公式ページ・チラシとも同一表記	filecite turn0file6 filecite turn0file8
開催日	2026年6月16日（火）	確認済み	filecite turn0file6 filecite turn0file8
時間	9時30分～12時20分	受付開始は9時00分	filecite turn0file8
会場	泉ガーデンギャラリー	住所は東京都港区六本木1-5-2	filecite turn0file6 filecite turn0file8
主催	日本国特許庁	確認済み	filecite turn0file6 filecite turn0file8
共催	中国国家知識産権局、欧州特許庁、韓国知識財産処、米国特許商標庁、世界知的所有権機関	確認済み	filecite turn0file6 filecite turn0file8
使用言語	日本語・韓国語・中国語・英語	同時通訳付き	filecite turn0file6 filecite turn0file8
定員	100名予定	公式ページでは「対面のみ、先着順」、チラシでは「先着100名予定、要事前登録」	filecite turn0file6 filecite turn0file8
参加費	無料	事前登録制	filecite turn0file6

項目	確認内容	公開状況・留意点	出典
目的	各国・地域の審判分野の最新取組と、WIPOの知財司法分野の取組を紹介し、知財戦略・権利維持・権利行使の予見性向上に資すること	公式説明あり	filecite\turn0file6\ filecite\turn0file8\
議事録	未確認	公式ページの公開資料一覧に議事録項目なし	filecite\turn0file8\
録画	未指定	会場録画の有無・公開予定とも確認できず	filecite\turn0file8\
参加者完全名簿	未指定	公開確認できたのは登壇者のみ	filecite\turn0file8\

プログラムと公表確認できた登壇者

時刻	区分	所属・役職	氏名	備考	出典
9:30	開会挨拶	日本国特許庁 審判部長	野仲 松男	JPO側代表	filecite\turn0file8\
9:35	発表	日本国特許庁 審判部	清野 千秋	公式スライド表紙では「Director of Trial and Appeal Policy Planning Office」	filecite\turn0file8\ filecite\turn0file0\
9:35	発表	中国国家知識産権局 専利復審・無効審判部	Zhao Bohua	公式ページには「審理業務協調課長」と記載	filecite\turn0file8\ filecite\turn0file1\
9:35	発表	欧州特許庁 審判部	Ingo Beckedorf	公式スライド表紙では「Deputy of the President of the Boards of Appeal」	filecite\turn0file8\ filecite\turn0file2\
10:35	休憩	—	—	休憩	filecite\turn0file8\
10:55	発表	韓国知識財産処 特許審判院	KIM Ju-young	公式ページには「審判政策課長補佐」と記載	filecite\turn0file8\ filecite\turn0file3\

時刻	区分	所属・役職	氏名	備考	出典
1 0: 5 5	発表	米国特許 商標庁 特 許審判部	Kalyan Deshpande / Michael W. Kim	首席審判長／首席審 判長代理	filecite turn0file8 filecite turn0file4
1 0: 5 5	発表	世界知的 所有権機 関	澤井 智毅 / Natalie Carlson	日本事務所長／司法 研究所法律顧問	filecite turn0file8 filecite turn0file5
1 1: 5 5	質 疑 応 答	全登壇者	未指定	詳細議事は未公表	filecite turn0file8 filecite turn0file7
1 2: 1 5	閉 会 挨拶	日本国特 許庁 審判 部長	野仲 松男	JPO側総括	filecite turn0file8
1 2: 2 0	終 了	—	—	—	filecite turn0file8

公開確認できた配布資料

資料	公開 確認	備考	出典
日本国特許庁審判部 講演資料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 2,691KB	filecite turn0file8 filecite turn0file0
中国国家知識産権局 専利復 審・無効審判部 講演資料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 6,365KB	filecite turn0file8 filecite turn0file1
欧州特許庁 審判部 講演資 料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 814KB	filecite turn0file8 filecite turn0file2
韓国知識財産処 特許審判院 講演資料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 1,794KB	filecite turn0file8 filecite turn0file3
米国特許商標庁 特許審判部 講演資料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 2,031KB	filecite turn0file8 filecite turn0file4
世界知的所有権機関 講演資 料	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 3,476KB	filecite turn0file8 filecite turn0file5
チラシ	確認 済み	公式ページ掲載、PDFサ イズ 300KB	filecite turn0file8 filecite turn0file6

資料	公開 確認	備考	出典
議事録	未確認	公式ページの「参考資料等」に見当たらず	filecite\turn0file8
発表動画	未確認	公式ページ掲載なし	filecite\turn0file8

セッション別内容要約

公開資料上、このイベントは実質的に「各庁・WIPOによる最新取組の連続報告」という構成でした。セッション名は一括で示されており、各講演はその下位報告として理解するのが自然です。翌日のJPO公式プレスリリースも、「五庁審判部及びWIPOの代表者がそれぞれ登壇し、各々の取組を紹介した」と整理しています。[filecite\turn0file8](#) [filecite\turn0file7](#)

日本国特許庁

JPO発表は大きく二部構成で、前半は**審判・審決取消訴訟の統計**、後半は**ユーザー向け制度整備とAI・デジタル化**でした。統計面では、2025年の審判・異議・無効・取消関連件数と平均審理期間が示され、特許拒絶査定不服審判の請求件数は**19,818件**、平均期間は**15.1か月**、商標拒絶査定不服審判は**994件**、平均期間**10.0か月**、特許付与後異議は**1,145件**、平均期間**8.3か月**と報告されました。これによりJPOは、ユーザーが国際比較を行う際のベースライン指標を明示したといえます。[filecite\turn0file0](#)

制度面では、**識別力取得立証資料の整備**と**判定制度ガイド**の周知が強調されました。判定制度についてJPOスライドは、他人製品または自社製品が他人または自社の特許発明等の技術的範囲に属するかの評価に有用であり、**SEPの essentiality check にも使える**と説明しています。関連するJPO公式ガイドでも、判定結果は当事者に**法的拘束力がない**一方、権利範囲に関するJPOの公式見解として、紛争予防・早期解決に資する制度と整理されています。これは、審判部が「紛争解決前段階のインフラ」機能を強めていることを示します。[filecite\turn0file0](#) 3

さらに重要なのは、**オンライン口頭審理**と**生成AI利用**です。JPOスライドは、口頭審理を原則とする無効審判・商標登録取消審判について、主任審判官の裁量でウェブ会議システム参加を認める運用を説明し、**2021年10月から2025年12月までに227件、全口頭審理の56.2%**がオンラインで実施されたと報告しました。加えて、JPOは模擬口頭審理動画を公式に公開し、手続理解を支援しています。[filecite\turn0file0](#) 4

AIについては、2026年度に**AI活用を主導するオフィス**を立ち上げ、**AI Vision**を策定中であり、審判部では**全職員が生成AIにアクセス可能**で、文書理解、争点整理、文書ドラフト、AI-OCRによる紙提出書面の構造化などの実証が進んでいるとされました。さらに、**Digital and AI-driven Trial and Appeal Pilot Team (D-TAT)**を設置し、生成AI、Teams等、既存IT基盤を審判手続に組み込む先行運用を行う構想が提示されています。[filecite\turn0file0](#)

中国国家知識産権局

CNIPA発表は、**ユーザーフレンドリー化**を強く前面に出していました。まず、特許業務処理システムが**ウェブ・モバイル・クライアントアプリ**を横断し、再審査・無効審判の申立、通知受領、応答提出を可能にしていること、さらに**単一ID認証**により複数ログイン管理を不要にしていることが説明されました。これは国際ユーザーにとって、手続アクセスの一元化と証拠・応答管理の簡素化に直結します。[filecite\turn0file1](#)

証拠面では、**Internet Evidence Preservation Platform**が紹介され、**50MB超の電子証拠**や、固定・保全が必要な**オンライン証拠**を対象に、保存証明番号を特許業務処理システムへ入力して参照できる仕組みを示しました。加えて、**remote hearings**、**circuit hearings**、**侵害と無効の joint trials**、IP protection centerにおける口頭審理法廷整備など、審理への物理的アクセス制約を下げる施策が並びました。

📄filecite📄turn0file1📄

制度保証の面では、**2026年1月1日施行**として、①審決書の簡素化、②無効審判請求人適格の真正性、③**non bis in idem** 的な重複主張負担の軽減、④訂正・補正差替頁提出の要件整理が示されました。ただし、これらの具体的法令名・条文番号は公開スライドでは未指定であり、**法的根拠のピンポイント特定は未了**です。そのため、本報告では「CNIPAが公式スライドで示した施策」として扱います。📄filecite📄turn0file1📄

欧州特許庁

EPO審判部の報告は、最も明確に**滞貨削減と品質管理**を打ち出していました。2025年実績として、技術審判部の新受件は**1,477件**、終局件数は**2,646件**であり、**24か月超の係属事件比率は10.5%へ低下**、件数も**729件から234件へ大幅減少**したと報告されました。さらに、EPO審判部全体としては、**2026年前半に timeliness objective を達成見込み**とされ、**2028年以降に適用する新目標を検討する task force**が設置されたと説明されています。📄filecite📄turn0file2📄

一方で、EPOは速度だけではなく**品質の制度化**にも重点を置いており、2025年には**quality-focused decision-making workshops**の継続、内部作業補助の更新、品質重視文書の改訂、法的リソースの拡充、Officeとの品質対話、外部司法関係者や利用者団体との対話が進められたと説明しました。これは、迅速化の副作用としての審決品質低下を抑えるための対策と読めます。📄filecite📄turn0file2📄

韓国知識財産処

韓国特許審判院（IPTAB）の報告は、**独立性・公正性・審理充実**が主軸でした。まず、2024年7月にMOIP本体オフィスから**別棟へ移転**し、**公正性と独立性の確保**を狙ったこと、これにより**口頭審理室、ビデオ審理室、インターネット審理室、面談室、VICO設備付き会議室**が拡充されたことが紹介されました。口頭審理については、争点の早期特定、当事者発言機会の充実、受容性向上、パネルの理解深化を利点として、拡充・改善が強調されています。📄filecite📄turn0file3📄

また、IPTABは**外部専門家の関与**を強めています。特に、**アミカス・キュリエ**制度について、**特許法・商標法・意匠法ベースで2024年3月施行**とし、産業への波及が大きい事件で、公的機関や専門家の書面意見を受ける仕組みを説明しました。加えて、経済的・社会的に弱い発明者への支援として、**IPTAB-appointed attorneys**や、SME対大企業紛争におけるファストトラック、社会的影響の大きい事件に対するSpecial Boardも紹介されています。📄filecite📄turn0file3📄

デジタル化面では、**3年計画のAI-powered IPTAB IT System**が提示され、電子出願利便化、AIによる方式審査、動画証拠のオンライン提出、大量書類の電子送達改善、画像ファイルからの必要情報抽出、審決の誤り検知、AI検索、類似事件推奨などが並びました。さらに、**exclusive boards**を**6から9へ拡大**し、半導体、モビリティ、二次電池、AI、次世代通信、デジタルメディアに加え、**bio、robotics、pharmaceuticals**を追加した点も、先端技術集中型の審判設計として注目されます。📄filecite📄turn0file3📄

米国特許商標庁

USPTOのPTAB報告は、**件数管理・審理方式・institutionの運用変化**が中心でした。FY2025のPTAB全体件数は、**5,389件 filed、6,803件 decisions issued**で、そのうち**3,952件が ex parte appeals、1,437件が AIA petitions**でした。審理方式では、FY2025に**754件の hearings**があり、**460件が remote hearings**、294件が対面でした。これは、米国でも遠隔審理が常態化したことを意味します。📄filecite📄turn0file4📄

さらに、ex parte appealの在庫は、FY24の**4,652件**からFY26（4月30日時点）の**1,909件**へ減少しており、最大滞留期間や平均処理期間の改善も示されました。他方、AIA審判では、FY26 YTDの**institution rate**が**37%**まで低下しており、**Director's discretionary considerations**が強く作用していることがスライドから読み取れます。🔗filecite🔗turn0file4🔗

制度運用面では、PTABは**2025年3月26日の interim processes**、同年**10月17日の Director institution memorandum**、同年**11月17日の Search Disclosure Declaration**に言及し、特にSDDは、先行技術の探索方法を任意開示することで、**institution判断上の好意的要素**となり得ると説明しました。これは、AI利用の議論とは別に、**探索の質・透明性・Office errorの説明可能性**を制度的に押し出す方向を示しています。🔗filecite🔗turn0file4🔗

世界知的所有権機関

WIPO報告は、各庁の具体的審判運用より一段上位に位置する、**知財司法の知識インフラ**の説明でした。WIPO Judicial Instituteの基本原則として、**各国司法構造の多様性の尊重、各国オーナーシップと持続可能性、司法的視点の優先**が示され、交換・教育・リソース・技術支援を通じた支援枠組みが説明されました。🔗filecite🔗turn0file5🔗

その中核リソースとして、**IP Judicial Structures & Procedures (2026)**、**An International Guide to Patent Case Management for Judges**、**WIPO Lex**が紹介されました。WIPOの公式ページでも、IP Judicial Structures & Procedures は、各国の裁判所・準司法機関・技術専門家・手続特則を比較探索できるツールと説明され、WIPO Lex は**50,000超の法令・条約・判決文書**へのオープンアクセス・ゲートウェイとして運用されています。こうしたリソースは、本シンポジウムの比較法的理解を「イベント後も継続可能なかたち」に変換する機能を持ちます。🔗filecite🔗turn0file5🔗 5

質疑応答

公式に確認できる質疑応答情報は限定的です。JPOの翌日付公表文は、「**審判実務におけるAI活用等について活発な質疑応答**」があったと述べていますが、**質問項目、回答者、具体的な応答内容、反対意見の有無は公開されていません**。したがって、質疑応答の詳細分析は、現時点では**未指定事項**として扱うのが適切です。🔗filecite🔗turn0file7🔗 🔗filecite🔗turn0file8🔗

横断分析

共通テーマ

公開資料を横断すると、各庁に共通する第一のテーマは、**迅速化と滞貨対策**です。EPOは24か月超事件比率10.5%と2028年目標準備を示し、USPTOはappellate inventoryの継続減少を示し、JPOは2025年の類型別件数・平均期間を提示し、KIPOは口頭審理・調停・専属部を通じた早期解決を強調しました。アプローチは異なりますが、「**処理期間を見える化し、ユーザーに説明する**」という統治スタイルはほぼ共通しています。🔗filecite🔗turn0file0🔗 🔗filecite🔗turn0file2🔗 🔗filecite🔗turn0file3🔗 🔗filecite🔗turn0file4🔗

第二のテーマは、**AIとデジタル化が審判実務の周縁ではなく中核に移ったこと**です。JPOは生成AI、AI-OCR、AI Vision、D-TATを提示し、KIPOはAI-powered IT system の3年計画、CNIPAは電子提出・単一認証・デジタル証拠保全を示し、EPOはDigitalisation and Artificial Intelligenceを2025 highlightsに掲げ、USPTOは探索透明性と判断過程の再設計を示しました。つまり、各庁は「**AI導入の是非**」ではなく、**どこまで、どう統制して使うか**の段階に移っています。🔗filecite🔗turn0file0🔗 🔗filecite🔗turn0file1🔗 🔗filecite🔗turn0file2🔗 🔗filecite🔗turn0file3🔗 🔗filecite🔗turn0file4🔗

第四のテーマは、**比較可能性の上昇と制度多様性の維持**です。WIPOは、各国司法構造の多様性を明示的に尊重しつつ、IP Judicial Structures & Procedures や WIPO Lex により、差異を比較可能な知識へ変換しています。高い制度差を残しつつも、ユーザーが各庁の審理設計を横串で学べること自体が、実務上の収斂圧力を生みます。これは条約改正のようなハードハーモナイゼーションではなく、**透明性を通じたソフトな実務収斂**です。これは推論ですが、WIPOのリソース構築と、翌日のIP5高位会合での専門家会合提案を合わせてみると、かなり説得的です。

公開資料上の合意点は比較的明確です。少なくとも、①AI・デジタル化の活用余地は大きい、②ただし品質・公正・説明責任の担保が不可欠、③ユーザー利便性向上のために電子提出や遠隔手続を整備すべき、④各庁の経験共有を深めるべき、という四点では方向性が一致しています。翌日の高位会合公表文が、品質向上、AI活用、デジタル化による効率化、協力深化を一括してまとめていることも、その一致を裏づけます。

[filecite66turn0file761](#)
[filecite66turn0file061](#)
[filecite66turn0file161](#)
[filecite66turn0file261](#)
[filecite66turn0file361](#)
[filecite66turn0file461](#)

明示的提言と実務上のアクション項目

また、各庁スライドから**実務的なアクション項目**として明確に読めるものは、①JPOのAI Vision公表とD-TATによる先行実装、②EPOの2028年目標策定、③KIPOのAIシステム3年計画・exclusive boards拡張、④CNIPAの2026年法的保証施策運用、⑤USPTOのDirector institution / SDD運用定着、⑥WIPOの比較法インフラ活用拡大です。これらは個別施策ですが、共通して**手続と判断の「データ化」「比較可能化」「可視化」**を進める方向にあります。

影響評価

短期・中期・長期の見通し

期間	想定される影響	影響度	不確実性	評価根拠
1年以内	日本の実務者は、JPOの生成AI・AI-OCR・オンライン口頭審理を前提に、 提出書面の機械可読性、争点整理、口頭審理準備 を見直す必要がある	高	中	JPOはAI Vision、D-TAT、AI-OCR試行、オンライン口頭審理実績を公表
1年以内	海外紛争対応では、CNIPAの電子提出・証拠保全、KIPOのアミカス・専属部、USPTOのinstitution運用変化を織り込んだ フォーラム別手続戦略 が必要になる	高	中	各庁が実務運用の更新を公式提示
1～3年	IP5間で、品質・AI・証拠・オンライン審理に関する ベストプラクティス共有 が進み、手続運用のソフトな収斂が進む可能性がある	中～高	中	高位会合で専門家会合提案、WIPO比較法インフラ整備
1～3年	EPOのtimeliness objective 継続、KIPOのAIシステム計画、USPTOのDirector-centered institution運用が固定化し、 審判機関の統治モデル差 がより明確になる	中	中	EPO 2026-2027継続、KIPO 3-year plan、USPTO interim/director processes
3年以上	WIPOの比較法・判例・ガイド資源を介して、審判・知財司法の 国際参照実務 が深化し、政策形成・裁判所・審判部の相互参照が増える	中	高	WIPOの構造比較、判例データベース、ケースマネジメントガイド
3年以上	生成AI利用が広がるほど、 説明責任・守秘・バイアス・検証可能性 に関する追加ルール整備が不可避になる	高	高	JPO・KIPO・USPTOの運用変化は示されたが、最終的ルール設計は未確定

総じて、**短期的影響は「実務オペレーションの変更」**として高く、**中期的影響は「比較法的な運用収斂」**として中～高、**長期的影響は「AI時代の審判ガバナンス設計」**として高いが不確実性も大きい、と評価します。特に日本では、JPOが公開した数値とパイロット施策が具体的であるため、影響は抽象論にとどまりません。[filecite\turn0file0](#) [filecite\turn0file7](#)

推奨対応

政策担当者・実務者向けの優先対応

1. 審判部門におけるAI利用ガバナンスを明文化すること。

JPOはAI VisionとD-TATを提示し、行政判断の品質・責任・透明性を意識した設計を示しました。日本の政策担当者は、審判・審査・訴訟の境界領域も含め、**入力データ、出力検証、ログ保存、守秘、外部説明**を最低限含む統治原則を先に固めるべきです。[filecite\turn0file0](#)

2. 提出書面・証拠の「機械可読性」を実務標準として再設計すること。

JPOのAI-OCR、CNIPAの証拠保全、KIPOの画像・動画・大容量提出、USPTOのSearch Disclosure Declarationが示す方向は、いずれも**証拠と探索過程のデータ化**です。実務者は、紙前提・体裁依存の書面作成から、**構造化・検索可能・監査可能**なファイル設計へ移行すべきです。

filecite[turn0file0] filecite[turn0file1] filecite[turn0file3] filecite[turn0file4]

3. オンライン口頭審理とハイブリッド審理の標準運用指針を整備すること。

JPOで全口頭審理の56.2%がオンライン化され、USPTOでもremote hearingsが対面を上回っています。口頭審理のオンライン運用は例外処理ではなく、すでに常態化段階です。政策側は、**本人確認、接続障害、証拠提示、傍聴、記録、同意取得**を横断する運用指針を明文化すべきです。

filecite[turn0file0] filecite[turn0file4]

4. 海外フォーラム選択のための比較表を社内・庁内で常設化すること。

CNIPAの電子手続、EPOの timeliness、KIPOのアミカス・exclusive board、USPTOのinstitution実務は、それぞれユーザー戦略に直結します。企業・代理人は、**件数・期間・審理方式・証拠要件・AI活用・救済導線**を一体で比較する内部データベースをつくるべきです。WIPOの比較法ツールは、その基盤として有用です。filecite[turn0file1] filecite[turn0file2] filecite[turn0file3]

filecite[turn0file4] 6

5. IP5専門家会合の議題設定に、日本のユーザー視点を早期投入すること。

高位会合で合意された継続議論は、今後の実務収斂の入口です。JPOと国内実務家は、**AI利用、電子証拠、オンライン審理、審決品質指標、判定・SEP関連運用**を優先議題として整理し、ユーザーシンポジウムで出た問題意識を専門家対話へ接続するべきです。filecite[turn0file7]

filecite[turn0file0] 7

補助資料

重要な引用箇所

以下は、公開資料の中でも特に荷重の大きい記述です。引用は短く抑え、要約と含意を付しました。

filecite[turn0file0] filecite[turn0file2] filecite[turn0file3] filecite[turn0file5]

出典	原文抜粋	要約	含意
JPO講演資料 p.12	“227 online oral proceedings were conducted”	口頭審理のオンライン化は試行段階を超えた	代理人実務は対面前提から転換が必要
JPO講演資料 p.18	“all employees ... have access to generative AI”	生成AIは一部部署限定ではない	組織横断のAI統治が必要
EPO講演資料 p.10	“task force to propose a timeliness objective applicable as of 2028”	迅速化目標は一過性でなく制度的に継続	期間管理の国際比較が一層重要
KIPO講演資料 p.16	“Aims to hear expert opinions ... via amicus brief”	アミカスを通じた外部知見導入を制度化	公正性と社会的受容性を補強
WIPO講演資料 p.11	“Online collection of judicial and quasi-judicial approaches”	比較法リソースを常設インフラ化	IP5知見共有の受け皿が整う

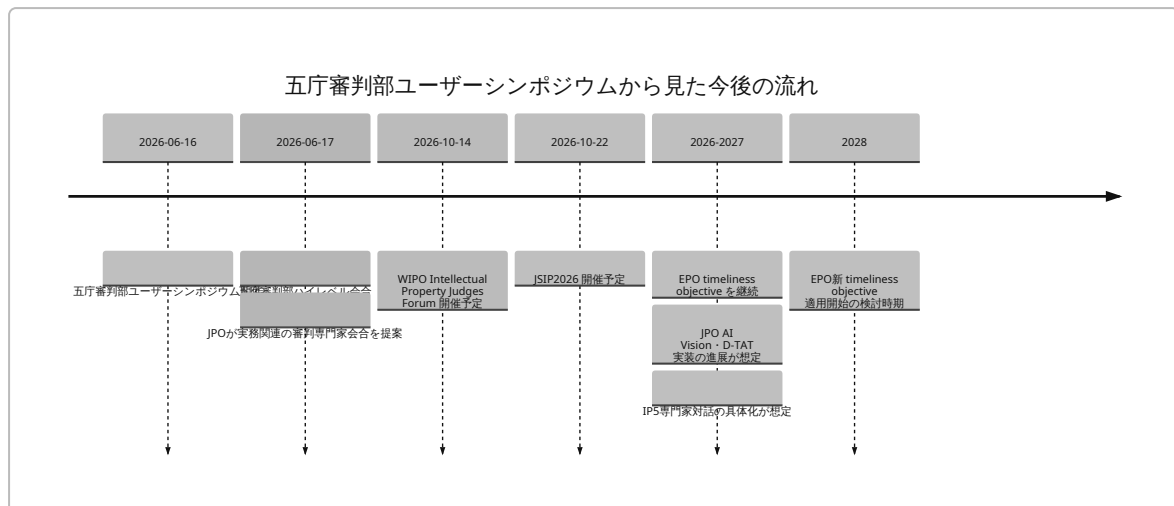
関連法令・ガイドライン・類似イベントとの比較

厳密に同一シリーズの前年ユーザーシンポジウムは、今回の公開資料からは確認できませんでした。そのため、ここでは**本シンポジウムと直接接続するガイドライン・近接公式イベント・類似比較法イベント**を対照します。[filecite:turn0file7](#) [filecite:turn0file8](#) [filecite:turn0file5](#)

区分	名称	主要内容	本シンポジウムとの関係	出典
ガイドライン	JPO Guide to Hantei System	判定制度の趣旨、申立資格、SEP essentiality check、秘密情報取扱いを整理	JPO発表のユーザー向け制度周知の中核	3
実務説明	模擬口頭審理	口頭審理の進め方を動画で説明	JPOのオンライン／口頭審理理解支援の延長線	4
制度更新	CNIPA Legal Guarantee items effective Jan 1, 2026	審決簡素化、請求人適格、重複主張負担軽減、補正差替頁要件整理	ユーザー利便と適正手続の両立を志向	filecite:turn0file1
制度更新	KIPO amicus curiae and exclusive boards	公正性確保、先端技術専属部、外部意見導入	韓国モデルの特徴的実務	filecite:turn0file3
類似イベント	五庁審判部ハイレベル会合	品質向上、AI・デジタル化、協力深化を議論。専門家会合提案に合意	本シンポジウムの翌日に行われた政策レベル会合	filecite:turn0file7
類似イベント	国際知財司法シンポジウム 2025 / 2026	JPO等共催の国際司法シンポ。JSIP2026は10月22-23日予定	日本側が継続して比較法・司法対話を重視している文脈	filecite:turn0file0 8
類似イベント	WIPO IP Judges Forum	AI、デジタル特許、商標、公法・越境紛争等を扱う国際司法フォーラム	WIPO報告の継続的交流基盤	filecite:turn0file5

今後の想定スケジュール

以下は、**公開資料に基づく確定日程と、そこから合理的に見込まれるフォローアップの流れ**を整理したものです。将来部分のうち「専門家会合の具体化」などは、翌日公表の継続協議合意に基づく**推定を含みます**。[filecite:turn0file7](#) [filecite:turn0file0](#) [filecite:turn0file2](#) [filecite:turn0file5](#)



事実確認上の限界

本件では、発表スライドと公式案内ページは豊富ですが、議事録、逐語録、質疑詳細、参加者総数、会場録画情報は公開確認できませんでした。そのため、本文中では、**確認事実と公開資料から導く分析・推論**を意識的に分けています。特に、各庁間の「対立点」や将来の「収斂度合い」は、公式共同声明ではなく、資料相互の整合から導く評価です。filecite turn0file7 filecite turn0file8

1 2 3 7 https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/guide.pdf
https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/guide.pdf

4 https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi_koto/index.html
https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi_koto/index.html

5 6 <https://www.wipo.int/en/web/judiciaries/structures-rules>
<https://www.wipo.int/en/web/judiciaries/structures-rules>

8 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2025.html>
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2025.html>